

病院局における競争入札参加者の選定に関する要綱

17川病総経第419号

平成17年4月1日 局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、川崎市病院局競争入札の参加資格に関する規程(平成17年病院局規程第41号)に基づく等級区分のある契約について、競争入札参加者の選定に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(競争入札参加者の選定等)

第2条 前条の契約に係る競争入札参加者の選定については、川崎市競争入札参加者選定規程(昭和50年川崎市訓令第7号)第3章及び第4章(第13条第2項を除く。)を準用する。この場合において、「財政局長」とあるのは「病院局長」に、「川崎市指名業者審査委員会(以下「指名委員会」という。)」とあるのは、「病院局指名業者審査委員会(以下「指名委員会」という。)」に読み替えるものとする。

(指名委員会)

第3条 病院局指名業者審査委員会(以下「指名委員会」という。)の名称、委員長、副委員長、委員及び所掌事務次のとおりとする。

名 称	委 員 長 及 び 副 委 員 長	委 員	所 掌 事 務
第1指名 委員会	委員長 病院事業管理者 副委員長 病院局長	経営企画室の工事請負の契約 を担当する担当部長 経営企画室長 工事担当部局の長及び部長	予定金額150,000,000円以上の工事請負に関する業者を指名選定すること。
		経営企画室長 予算を執行する病院の病院長 及び事務局長	予定金額150,000,000円以上の製造の請負及び 予定金額40,000,000円以上の物件の購入に関する業者を指名選定すること。
第2指名 委員会	委員長 病院局長	経営企画室の工事請負の契約 を担当する担当部長 経営企画室の工事請負の契約 を担当する担当課長 経営企画室長 経営企画室の会計を担当する 担当課長 工事担当部局の長及び部長	予定金額50,000,000円以上の工事請負に関する業者を指名選定すること。
		経営企画室長 経営企画室の会計を担当する 担当課長 予算を執行する病院の病院長 及び事務局長	予定金額50,000,000円以上の製造の請負及び 予定金額10,000,000円以上の物件の購入に関する業者を指名選定すること。

第3指名 委員会	委員長 経営企画室の工 事請負の契約を担 当する担当部長	経営企画室の工事請負の契約 を担当する担当課長 経営企画室の会計を担当する 担当課長 経営企画室の契約を担当する 担当係長(課長補佐を含む。) 工事担当部局の部長及び課長	予定金額5,000,000円以上の工事請負に関する 業者を指名選定すること。
-------------	---------------------------------------	---	---

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。